

随 意 契 約 理 由 書

件 名	中学校給食 食缶用パッキン
契 約 の 相 手 方	(株)アイホー
根 拠 法 令	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随 意 契 約 理 由	本件は、中学校給食で使用しているアイホー製の食缶パッキンの劣化や破損による代替えとして購入するものです。 厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルでは、食品を 65℃以上で管理するするように示されており、他社製の商品では、蓋が密着せず、保温効果が発揮されません。 そのために食缶を製造している上記事業者の商品を使用する必要があります。 このことから上記事業所と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約するものです。
備 考	